

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第三項中「第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十」を「第七十二条の四十九の十二及び第七十二条の四十九の十四」に改める。

第三十四条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第三十六条の二第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第三十八条の四中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第七条から第七条の三までを次のように改める。

第七条から第七条の三まで 削除

附則第八条の五中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十二条の二第一項中「及び附則第十三条第二項」を「、附則第十三条第二項及び附則第十五条の四」に改める。

附則第十五条の二の次に次の三条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第十五条の三 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当

該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第十二条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十二条の二第三項中「第三十七条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十二条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十三条第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第十二条、附則第十二条の二、附則第十二条の三又は附則第十三条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十六条の四第一項又は第二項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十六条の五第一項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る確定優良住宅地予定地に係る期間の延長の特例）

第十五条の四 附則第十二条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で施行令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該

施行令で定める日までの期間を附則第十二条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（個人の県民税の税率の特例）

第十五条の五 平成二十六年から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十六条の二の二の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第十六条第一項中「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」を削り、同条第四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第十六条第三項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格

に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第十八条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「震災特例法」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条の二の改正規定、附則第十五条の二の次に三条を加える改正規定並びに附則第十六条及び第十八条の改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第三十三条の三、第三十四条及び第三十六条の二の改正規定並びに附則第七条から第七条の三までの改正規定並びに次条の規定 平成二十五年一月一日

三 第三十八条の四の改正規定、附則第八条の五の改正規定及び附則第四条の規定 平成二十五年四月一日

（県民税に関する経過措置）

第二条 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）第三十条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）附則第十六条第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 平成二十三年四月二十一日における新条例附則第十六条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において同月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道

府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であった区域は、新条例附則第十六条第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であったものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。

（たばこ税に関する経過措置）

第四条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十三年八月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に、「附則第十六条第三項及び第四項」を「附則第十六条第四項及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（奈良県森林環境税条例の一部改正）

第六条 奈良県森林環境税条例（平成十七年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 平成二十六年及び平成二十七年分の個人の均等割に限り、第三条第一項の規定の適用については、同項中「県税条例第二十六条の二の二」とあるのは、「県税条例附則第十五条の五」とする。